

令和8年度 放課後児童教室利用のご案内

【申請受付期間】

- 令和8年4月からの利用を希望する場合
→ 令和7年12月1日（月）から12月19日（金）まで
- 夏休み期間のみの利用を希望する場合
→ 令和8年5月18日（月）から6月12日（金）まで

1 放課後児童教室について

放課後児童教室は、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後の時間帯において保護者の代わりに生活の場を提供し、「遊び」及び「生活」を通して、児童の健全育成を図ることを目的としています。

2 活動内容

放課後児童教室では、支援員のもとに基本的な生活習慣、適切な遊びを通じて児童の自主性・社会性・創造性を身に付ける手助けを行い、集団生活のきまりを守り、気持ちよく過ごせるよう運営します。

3 利用基準

放課後児童教室は、次の①または②に該当する場合に利用できます。

保護者および同居する祖父母（同世帯・65歳未満）全員が、

① 学期中

就労等により 14時30分以降に家庭にいないことが、週3日以上または月に12日以上ある場合

② 長期休業期間（夏・冬・春休み）

1日4時間以上の就労等が、週3日以上または月に12日以上ある場合

※ 令和8年4月から令和9年3月までに65歳になる方は除きます。

※ 残業時間は含みません。

4 利用期間、利用時間、休室日

利用期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
利用時間	● 学校の授業日 授業終了後 ～ 午後6時30分まで ● 学校の休業日（土曜日、夏・冬・春休み、休日振替等による臨時休校日） 午前8時 ～ 午後6時30分
休室日	● 日曜日、祝日、盆（8月14日～16日）、 年末年始（12月29日～1月3日） ● 学校が警報発令（大雨・洪水・暴風など）により休校する場合や、 警報発令により、児童の保育等に危険があると判断した場合 ● 放課後児童教室で、季節性インフルエンザ等の集団感染が発生している場合 ● 施設・設備の故障などで安全な運営ができないと判断した場合や 土曜日などで、利用児童がいないことが事前に分かっている場合など

5 保育料（保護者負担金）

① 保育料

月額 3,000 円 8月分のみ 月額 4,000 円

- 月の途中で利用開始し、または辞退した場合や、利用が一日も無かった場合でも、ひと月分の保育料をご負担いただきます。
- 保育料は、納付期限までに納付してください。

<納付方法>

納付方法は、次のとおりです。

[口座振替]

- 原則として、口座振替日は毎月月末です。
 - ※ 12月のみ25日で、月末が土曜日・日曜日や祝日の場合は、金融機関の翌営業日が口座振替日になります。
- 口座振替を希望する場合は、「岩国市放課後児童保育料口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」を希望する金融機関に提出してください。
 - ※ 依頼書は各放課後児童教室にあります。新1年生のみ利用決定時に同封します。
 - ※ 金融機関から保育幼稚園課に届くまでにひと月程度の時間を要するため、口座振替の開始が遅れる場合があります。
 - ※ 兄弟姉妹で利用する場合も、初めて利用する児童については手続きが必要です。

[納付書払]

- 毎月下旬に、納入通知書を郵送します。納付期限日までに納付してください。
 - 納付書は、岩国市内の金融機関、コンビニエンスストアのほか、スマホ決済アプリ（PayB、PayPay）で納付することができます。
- ※ スマホ決済アプリで納付した場合、領収書は発行されません。

<保育料の免除・減額について>

次に該当する場合は、「放課後児童教室保育料減免申請書」を提出することで、保育料の免除・減額を受けることができます。

[全 額 免 除]

生活保護受給世帯・市民税等非課税世帯・ひとり親家庭等医療費助成受給世帯・兄弟姉妹で同時利用している場合の3人目以降の児童分

[1,000 円減額]

兄弟姉妹で同時利用している場合の2人目の児童分

- 市民税非課税世帯は6月、ひとり親家庭等医療費助成受給世帯は8月に再判定を行います。
- 免除理由が変更又は消滅した場合は、速やかに届け出てください。

② 生活活動費

- 生活活動費は、月額 1,000 円～1,500 円程度を集金し、児童が使用する教材費やおやつ代として使用させていただきます。
- 生活活動費は、放課後児童教室から集金袋をお渡ししますので、放課後児童教室に直接納付してください。なお、委託している放課後児童教室の一部では、口座振替を行っています。

6 利用申請

放課後児童教室の利用を希望する場合は、申請書類を添えて、利用を希望する放課後児童教室へ申請してください。

① 申請に必要な書類

利用を希望する放課後児童教室で、利用のための説明を受けてから必要書類を受け取ってください。書類は、放課後児童教室以外にも、市役所・総合支所のほか、岩国市ホームページからダウンロードによる入手も可能です。

申請書類	● 放課後児童教室利用申請書 ● 保育ができないことを証明する書類（以下を参考にしてください） ● 保険加入についての内容確認書（一部の委託している放課後児童教室を除く） ● 減免申請書（必要な方のみ）
------	---

<保育ができないことを証明する書類>

会社勤務	● 就労状況証明書 ※ 雇用期限がある方で、更新予定がない場合は、雇用期限が属する月の月末までの利用になります。
自営業	● 就労状況証明書 ● 自営業がわかる書類 （確定申告書 B・営業許可証・個人事業開業届など） ● 農業従事者は、「農業に従事している申立書」
就学中	● 在学証明書 ● 時間割表
病気・障害	● 診断書（保育ができない期間の記載が必要です） または身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
看護・介護	● 看護等申立書 ● 診断書（保育ができない期間の記載が必要です） または介護保険被保険者証の写し
出産予定	● 母子健康手帳の写し （表紙および出産予定日の箇所） ※ 利用できる期間は、出産予定月前2か月から産後3か月までです。 例：出産予定月が7月の場合は、5月1日から10月31日まで

※ 求職活動による新規利用はできません。

② 申請書類の受付

利用を希望する放課後児童教室で、申請書類の提出を受け付けます。また、初めて利用する場合は、受付時に支援員による面談を行います。

③ 受付期間

【令和8年4月からの利用を希望する場合】

- 令和7年12月1日（月）から12月19日（金）まで

【夏休み期間のみの利用を希望する場合】

- 令和8年5月18日（月）から6月12日（金）まで

【上記以外】

- 申請を希望する日の概ねひと月前から10日前まで

※ 原則として、必要書類をすべてそろえてから申請してください。申請期間内に必要書類がそろわない場合は、事前に放課後児童教室へご相談ください。

※ 受入可能人数を超える申請がある場合は、低学年の児童を優先します。

※ 申請後に、申請内容に変更が生じた場合は、放課後児童教室までご連絡ください。

※ 新年度や夏休み期間の受付期間終了後も、申請書の提出は受け付けますが、利用優先順位は低くなります。

7 審査結果

① 審査結果について

審査結果は、利用開始日までに郵送により通知します。なお、4月からの利用を申請された方へは3月初旬に、夏休み期間の利用を申請された方へは7月初旬に通知します。

- 申請期間終了後に申請された方については、申請期限内に申請された方の結果通知後に審査します。
- 電話によるお問い合わせにはお答えできません。

② 審査方法について

審査は、申請内容をもとに、利用基準のほか利用を希望する放課後児童教室の状況等を総合的に判断したうえで、利用の可否を決定します。

③ 審査の結果、利用できなかった方について

審査の結果、受入人数の超過により不承認の通知を受けた場合は、今後の利用意向について書面で確認します。利用意向がある旨を確認後、待機児童として、引き続き審査を継続します。

利用可能となった場合は、利用開始月の前月末日までに、あらためて通知します。

④ その他

次に該当する場合は、放課後児童教室を利用できない場合や利用決定を取り消すことがあります。

- 利用申請や届出に虚偽または不正があった場合
- 保育料や生活活動費を滞納している場合

8 利用上の注意

① 児童の送迎について

- 児童の送迎は、安全確保のため、原則として保護者による送迎をお願いします。
また、保護者等による送迎が難しく、行き帰りが児童のみになる場合は、
「ひとり帰り届出書」の提出が必要です。
※ 届出には一定の要件があります。詳しくは放課後児童教室にお尋ねください。
- 児童の体調不良を確認した場合は、保護者に連絡しますので、早めにお迎えをお願いします。
- 残業や渋滞等でお迎えの予定時間や閉室時間（18時30分）に間に合わないときは、必ず放課後児童教室にご連絡をお願いします。
- お仕事等が終わりましたら、速やかにお迎えをお願いします。

② 出欠について

- 放課後児童教室を欠席する場合は、必ずご連絡ください。放課後児童教室が閉室している時間帯は、留守番電話にメッセージを残してください。
- 出欠の確認ができない場合は、児童の安全確保のため、緊急連絡先または就労先に連絡することがあります。

③ 利用の制限について

伝染性疾患を有し、他の児童に影響を及ぼす恐れがある場合のほか、以下の行為が確認された場合は、放課後児童教室を退室していただくことがあります。

- 無断欠席が続く場合
- 他の児童や保護者、支援員・補助員に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 施設または設備を損壊する行為
- 放課後児童教室の活動の実施を妨げる行為
- 放課後児童教室からの連絡を無視する行為
- 閉室時間（18時30分）を過ぎてのお迎えが頻繁にある場合

④ 投薬について

医師から処方された医薬品を支援員・補助員が児童に投薬するためには、保護者からの投薬依頼が必要になります。詳しくは放課後児童教室にお尋ねください。

⑤ 食事について

給食はありません。土曜日や長期休業期間等は、お弁当を持参させてください。

⑥ その他

仕事が休みの日は、放課後児童教室を利用することはできません。ご家庭で児童と一緒に過ごされますようお願いいたします。

※ 利用状況によっては、就労状況証明書等に基づいて確認を取らせていただくことがありますので、ご了承ください。

9 放課後児童保護者メールの登録

放課後児童教室では、急な閉室案内などの緊急連絡を保護者宛てにメールでお知らせしていますので、必ず登録をお願いします。

登録手順は、利用決定時に同封する「連絡網システムへの登録手順」をご確認ください。

なお、委託している教室の一部では、アプリケーションを活用した連絡を行う場合がありますので、合わせて登録をお願いします。

10 その他

① 放課後児童教室の利用を辞退する場合

転居や利用要件の消滅、その他の理由により放課後児童教室を利用しなくなる場合は、「放課後児童教室利用辞退届」を、利用している放課後児童教室に提出してください。

② 家庭状況等の変更があった場合

次に該当する場合は、届出が必要です。放課後児童教室にご連絡ください。

- 住所や世帯の状況が変わった場合（転居、婚姻、離婚など）
- 勤務時間、勤務日数が変わった場合
- 利用要件の変更または消滅があった場合（退職、転職、妊娠・出産など）
- 保育料の減免理由が変更または消滅した場合

③ 離職して求職活動をする場合

「求職活動に伴う（継続）入室申立書」を、利用している放課後児童教室に提出してください。なお、求職活動中の利用期限は次のとおりです。

- 離職日が15日以前の場合 → 離職した月の月末
- 離職日が16日以降の場合 → 離職した月の翌月末

11 お問い合わせ

【市役所】

岩国市福祉部保育幼稚園課（市役所本庁舎2階） 〒740-8585 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号 電話 0827-29-5079	
由宇総合支所市民福祉課	63-1113
周東総合支所市民福祉課	84-1112
玖珂支所	82-2511
錦総合支所 市民福祉課	72-2112
美和総合支所市民福祉課	96-1113
本郷支所	75-2582

【放課後児童教室】

名 称	連絡先	名 称	連絡先
岩国放課後児童教室（委託）	43-2329	柱野放課後児童教室	46-0633
麻里布放課後児童教室（委託）	22-4960	由西放課後児童教室（委託）	63-6336
川下放課後児童教室（委託）	22-2946	由宇放課後児童教室（委託）	63-1414
東放課後児童教室（委託）	22-0507	神東放課後児童教室（委託）	090-2167-9037
平田放課後児童教室（委託）	31-7377	玖珂放課後児童教室（委託）	82-5581
灘放課後児童教室（委託）	31-7219	本郷放課後児童教室	75-2060
愛宕放課後児童教室（委託）	31-6742	周東中央放課後児童教室（委託）	84-0112
中洋放課後児童教室（委託）	38-3308	周東米川放課後児童教室（委託）	84-5400
通津放課後児童教室（委託）	38-0014	周東修成放課後児童教室（委託）	84-1311
小瀬放課後児童教室	52-2814	そお放課後児童教室（委託）	85-0444
藤河放課後児童教室	41-0779	周東川上放課後児童教室（委託）	84-0634
御庄放課後児童教室	46-0031	錦放課後児童教室（委託）	72-3244
杭名放課後児童教室	47-3166	美和放課後児童教室	96-1618
河内放課後児童教室	47-2086	東第二放課後児童教室（委託）	080-4558-2216

※令和7年9月1日時点の情報です。

【放課後児童教室（民間）】

名 称	住 所	連絡先
学童教室いちょうの家	川西一丁目2-9	28-1757
レノファ学童クラブ	麻里布町七丁目1-8	090-8620-9181

※入室を希望される場合は、直接お申し込みください。